

白糠町不妊治療費助成事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、保険適用外の体外受精、顕微授精及び特定不妊治療に至る過程の男性不妊治療並びに保険適用外の人工授精に要する費用を一部助成することにより、安心して子どもを生み育てることのできる環境づくりを推進するとともに、少子化対策の一環として不妊治療を行う夫婦の精神的負担及び経済的負担を軽減することを目的とする。

(対象となる治療)

第2条 この要綱において助成対象となる治療は、次の各号のいずれかに該当する不妊治療をいう。ただし、夫婦以外の第三者から提供を受けた精子、卵子若しくは胚による不妊治療又は代理母若しくは借り腹によるものについてはこの限りでない。

- (1) 保険適用外の体外受精、顕微授精（卵胞が発育しない等の理由により卵子採取以前に中止した場合を除き、医師の判断に基づき、やむを得ず治療を中断した場合を含む。）及び特定不妊治療に至る過程の一環として、精子を精巣又は精巣上体から採取するための手術を行う男性不妊治療（以下「特定不妊治療」という。）
- (2) 保険適用外の人工授精（以下「一般不妊治療」という。）

(対象者等)

第3条 この助成を受けることができる者（以下「対象者」という。）は、国内の医療機関において不妊症と診断され、次に掲げる要件に全て該当する者とする。ただし、一般不妊治療については、第7号を要件としない。

- (1) 夫婦が、法律上の婚姻をしていること。
- (2) 夫婦のいずれかが、白糠町に住民登録を有すること。
- (3) 夫婦のいずれも町税及び国民健康保険料の滞納がないこと。
- (4) 夫婦の前年の所得（1月から5月までの申請については前々年の所得）の合計額が、730万円未満であること。
- (5) 夫婦のいずれも医療保険各法による被保険者、組合員又は被扶養者であること。
- (6) 他の市区町村において、特定不妊治療又は一般不妊治療に要した経費の助成を受けていないこと又は受ける見込みのないこと。
- (7) 北海道特定不妊治療費助成事業要綱による助成の決定を受けた者

2 助成の対象となる不妊治療は、前項各号に規定する要件の全てを満たした日以後に受ける不妊治療とする。

(助成の額及び助成の回数)

第4条 助成金の額及び回数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。ただし、食事療養費、入院に伴う差額室料（個室料）及び文書料は助成対象外とする。

- (1) 特定不妊治療 治療に要した医療費の自己負担額（北海道特定不妊治療費助成事業により受けることが可能な金額を控除した額とする。）に対して、採卵を伴う治療は1回につき15万円を上限とし、以前に凍結した胚を用いる等採卵を伴わない治療又は状態が良い卵が得られない等のため治療を中止した場合は1回につき7万5千円を上限とする。当該助成に係る治療期間の初日における妻の年齢が40歳未満であるときは、通算助成回数は6回までとし、妻の年齢が40歳以上43才未満であるときは、43歳になるまでに通算助成回数は3回までとする（平成27年度以前より北海道特定不妊治療費助成事業を利用している者については、過去の助成回数を含む。）。いずれの治療も年間助成回数及び通算助成期間については制限しない。また、特定不妊治療に至る過程の一環として、精子を精巣又は精巣上体から採取するための手術を行った場合は1回につき15万円を上限とし、通算助成回数は6回までとする。いずれの治療も1回の治療に要した費用が上限額に満たないときは、その治療に要した額を助成する。

| 対 象 | 一回あたり助成上限額 | 回 数 |
|----------------------------|------------|--------|
| 初回助成利用時の妻の治療開始年齢40歳未満 | 採卵あり 15万円 | 通算6回まで |
| 初回助成利用時の妻の治療開始年齢40歳以上43歳未満 | 採卵なし 7万5千円 | 通算3回まで |
| 夫の精子を精巣又は精巣上体から採取するための手術 | 15万円 | 通算6回まで |

- (2) 一般不妊治療 医師が必要と認めた人工授精の治療に係る医療費の自己負担額に対して、1回につき1万2千円を上限とし、妻の年齢が43歳未満であるときは、43歳になるまでに通算回数を6回までとし、年間助成回数及び通算助成期間については制限しない。

| 対 象 | 一回あたり助成上限額 | 回 数 |
|---------------|------------|--------|
| 治療時の妻の年齢43歳未満 | 1万2千円 | 通算6回まで |

(交付の申請)

第5条 助成を受けようとする者は、白糠町不妊治療費助成事業申請書（別記様式第1号）に次に掲げる書類を添付して町長に申請するものとする。

- (1) 白糠町特定不妊治療費助成事業受診等証明書（別記様式第2号）又は白糠町一般不妊治療費助成事業受診等証明書（別記様式第3号）
- (2) 法律上の婚姻をしている夫婦であることを証明できる書類（住民基本台帳で確認できる場合は不要）
- (3) 夫及び妻の所得額を証明する書類
- (4) 不妊治療に係る領収書
- (5) 北海道特定不妊治療費助成事業の助成決定通知書の写し（特定不妊治療に係る申請に限る。）
- (6) その他町長が必要と認める書類

2 前項の申請の期限は、次に定めるとおりとする。

- (1) 特定不妊治療にあつては、治療が終了した日の属する年度内とする。ただし、申請者が必要な書類の準備に時間を要するなど特別な事情により年度内に申請できなかつた場合においては、不妊治療の終了の日の属する年度の翌年度に申請することができるものとするが、この場合は道の助成決定後、速やかに申請するものとする。
- (2) 一般不妊治療にあつては、治療を受けた日の属する年度内とする。ただし、申請者が必要な書類の準備に時間を要するなど特別な事情により年度内に申請できなかつた場合においては、翌年度に申請することができるものとする。

3 第1項第1号から第4号までの書類は、特定不妊治療に係る申請にあつては、北海道特定不妊治療費助成事業の助成申請に添付した書類の写しとすることができる。

(助成金の交付決定等)

第6条、町長は、前条の申請があつたときは、その内容を審査のうえ助成金の交付の可否を決定し、白糠町不妊治療費助成金交付・不交付決定通知書（別記様式第4号）により申請者に通知するものとする。

2 町長は、助成が適当であると認めるときは、前項の交付決定の通知の

日から起算して30日以内に助成金を交付するものとする。

(助成金の返還)

第7条 町長は、偽りその他不正な手段により助成金の交付を受けた者に対し助成金の全部又は一部を返還させることができる。

(個人情報の保護)

第8条 町長は、不妊治療費助成事業台帳（別記様式第5号）を備え付け、助成の状況を把握するものとする。

第9条 町長は、事業の実施に当たっては、申請者の個人情報の保護に十分留意しなければならない。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。